

南城市下水道マンホール蓋デザイン使用要綱

(目的)

第1条 この告示は、南城市下水道マンホール蓋デザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、デザインの適正な活用を図り、もって本市の下水道に対する市民等の理解と関心を高め、イメージ向上に寄与することを目的とする。

(対象デザイン)

第2条 この告示の対象となるデザインは、別図のとおりとする。

(使用の承認申請)

第3条 デザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、下水道マンホール蓋デザイン使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 市が業務に関し使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 前項の使用承認申請書を提出する際には、使用するデザインの商品・製品等の企画書等を添付しなければならない。

(使用の承認等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、デザインの使用を承認することが適当と認めたときは、下水道マンホール蓋デザイン使用承認書（様式第2号）を、使用を承認することが不適当と認めたときは、下水道マンホール蓋デザイン使用不承認書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

(使用承認の制限)

第5条 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 自己の商標または意匠とする等、独占的に使用し、又は使用のおそれがあると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教活動に利用し、又は利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めたとき。

(使用承認の変更)

第6条 デザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、下水道マンホール蓋デザイン使用承認変更申請書（様式第4号）に変更後の商品・製品等の企画書等を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に対し使用の変更を承認したときは、下水道マンホール蓋デザイン使用変更承認書（様式第5号）を、使用の変更を不承認としたときは、下水道マンホール蓋デザイン使用変更不承認書（様式第6号）を通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、デザインの使用にあたり、次に掲げる事項を遵守するものとする

る。

- (1) デザインの形状を正しく使用し、改変しないこと。
- (2) デザインを承認された使用目的以外に用いないこと。
- (3) 当該使用の承認に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、又は転貸しないこと。

(使用料)

第8条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用の報告)

第9条 使用者は、デザインを使用して作成した製作物が完成した場合は、速やかに下水道マンホール蓋デザイン使用実績報告書（様式第7号）及び形状のわかる写真を提出しなければならない。

- 2 使用者は、市長より製作物の提出を求められた場合には、その1部を提出しなければならない。

(権利設定の禁止)

第10条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設置し、又は登録してはならない。

(違反等に対する取扱い)

第11条 市長は、デザインを使用している者がこの告示に違反したときは、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、使用者がこの告示に違反したとき、又は偽りその他不正の手段により使用承認を受けたときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、市長は、下水道マンホール蓋デザイン使用承認取消通知書（様式第8号）により使用者に通知するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による請求等、又は承認の取り消しを行ったものに対して、製作物の回収等を求めることができる。この場合において、製作物の回収に要する費用は、当該使用者が負担するものとする。

(責任の制限)

第12条 前条に定めるもののほか、デザインの使用に関し、使用者に損害が生じた場合にあっても、市は一切の責任を負わない。

- 2 市は、デザインの使用を承認したことに起因する損害賠償等について、一切の責任を負わない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月4日から施行する。

別図（第2条関係）

<p>①大里地区</p> 	<p>②佐敷地区</p> 
<p>③玉城奥武地区</p> 	<p>④玉城第一地区</p> 
<p>⑤玉城第二地区</p> 	<p>⑥玉城第三地区</p> 

⑦玉城第四地区



⑧玉城第五地区



⑨知念地区



⑩なんじいカラーマンホール

